

X i サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第 1 章～第 14 章 (略)

第 9 章 通信

第 1 節 通信の種類等
(通信の種類等)

第 42 条 通信には、次の種類があります。

ただし、X i ユビキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、X i 特定接続に係る通信の種類はデータ通信モード（128k 通信モードを除きます。）に限ります。

種 類	内 容
(略)	(略)
(略)	(略)
データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 131.3Mb/s 以下、契約者回線への通信においては <u>1388Mb/s</u> 以下で符号の伝送を行うためのもの (2)～(3) (略)
(略)	(略)
(略)	(略)

料金表 (略)

別表 1 (略)

別表 2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1～31 (略)	(略)
32 ワンナンバー機能 1 の契約者回線に 2 の端末設備（当社が定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）を接続して通信（通話モード、データ通信モード又はショートメッセージ通信モードに限ります。以下この欄において同じとします。）を行うことができるようにする機能をいいます。	(1) 次のアからウの条件を全て満たす X i に限り提供します。 ア 基本使用料の料金種別が料金表第 1 表第 1（基本使用料）に規定するギガホ又はギガライトを選択していること。 イ sp モード機能の提供を受けていること。 ウ 第 74 条の 2（利用者登録）に規定する利用者登録が行われていること。 (2) 契約者は、この機能を利用するときは、当社が定める方法により対象となるペア端末設備をあらかじめ登録していただきます。 (3) ペア端末設備によるデータ通信モードに係る通信は、sp モード機能を利用して行います。

[現 行]

第 1 章～第 14 章 (略)

第 9 章 通信

第 1 節 通信の種類等
(通信の種類等)

第 42 条 通信には、次の種類があります。

ただし、X i ユビキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、X i 特定接続に係る通信の種類はデータ通信モード（128k 通信モードを除きます。）に限ります。

種 類	内 容
(略)	(略)
(略)	(略)
データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 131.3Mb/s 以下、契約者回線への通信においては 1288Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの (2)～(3) (略)
(略)	(略)
(略)	(略)

料金表 (略)

別表 1 (略)

別表 2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1～31 (略)	(略)
32 ワンナンバー機能 1 の契約者回線に 2 の端末設備（当社が定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）を接続して通信（通話モード、データ通信モード又はショートメッセージ通信モードに限ります。以下この欄において同じとします。）を行うことができるようにする機能をいいます。	(1) 次のアからイに該当する X i に限り提供します。 ア 基本使用料の料金種別が料金表第 1 表第 1（基本使用料）に規定するギガホ又はギガライトを選択していること。 イ sp モード機能の提供を受けていること。 (2) 契約者は、本機能を利用するときは、当社が定める方法により対象となるペア端末設備をあらかじめ登録していただきます。 (3) ペア端末設備によるデータ通信モードに係る通信は、sp モード機能を利用して行います。

	<p>(4) 当社は、ペア端末設備に係る通信は、当社が別に定める端末設備を利用して行った通信とみなして取扱います。</p> <p>(5) 1の契約者回線につき同時に2以上の通話モードによる通信を行うことはできません。</p> <p>(6) 国際アウトローミングの利用に係る提供条件及び緊急通報に係る通信の発信を行ったときの位置情報の取得方法その他の取扱いは、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(7) 契約者は、登録利用者に限り、この機能の提供を受けているX iに係る契約者回線からの通信を利用させるものとします。</p> <p>(8) 当社は、契約者からこの機能を廃止する申出があった場合のほか、この機能の提供を受けているX iが、(1)に規定する条件を満たさなくなったことを確認したときは、この機能を廃止します。</p>		<p>(4) 当社は、ペア端末設備に係る通信は、当社が別に定める端末設備を利用して行った通信とみなして取扱います。</p> <p>(5) 1の契約者回線につき同時に2以上の通話モードによる通信を行うことはできません。</p> <p>(6) 国際アウトローミングの利用に係る提供条件及び緊急通報に係る通信の発信を行ったときの位置情報の取得方法その他の取扱いは、当社が別に定めるところによります。</p>
33 (略)	(略)	33 (略)	(略)
<p>附 則 (令和元年9月11日経企第1525号) この改正規定は、令和元年9月13日から実施します。 ただし、この改正規定中、ワンナンバー機能の提供条件に関する部分については、令和元年9月17日より実施します。</p>			